

第九管区海上保安本部公示第12号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年2月3日

第九管区海上保安本部長
渡邊 保範

金沢港金石地区の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 国土交通省北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所
住所 石川県金沢市大野町4丁目2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

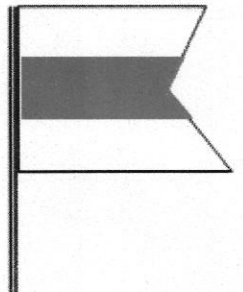
区域 金沢港金石地区（付図に示すとおり）
期間 令和4年2月3日から令和4年2月10日までのうち1日間程度

3 水路測量の実施方法

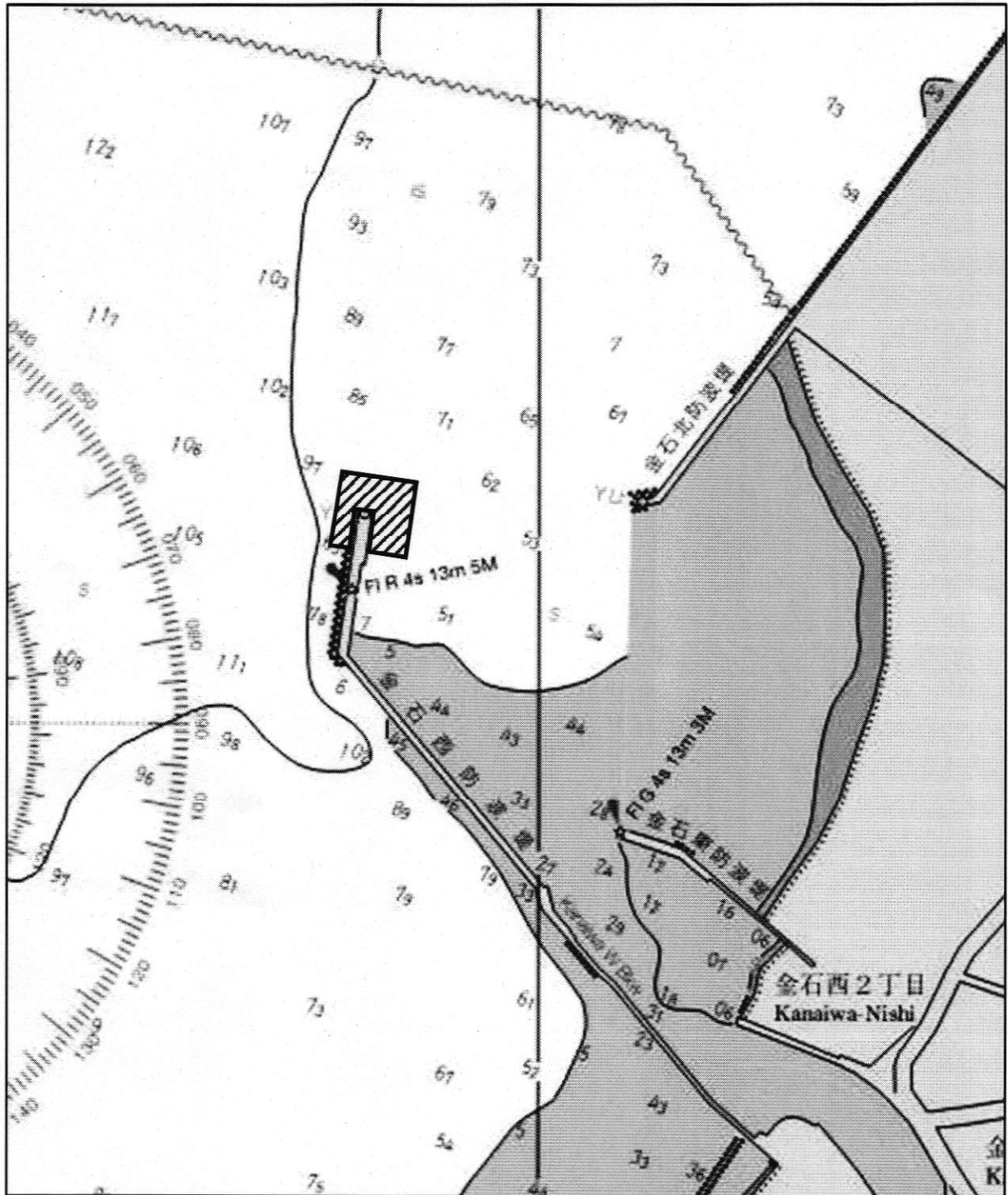
G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



付図



 測量区域